

2020年（令和2年）1月21日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

明石市公営企業管理者 西本 昇

2019年度予算要求闘争に関する単組独自要求について（回答）

みだしのことについて、各項目について以下のとおり回答する。

人員に関すること

1. 職員の採用状況、退職者等の実態を踏まえた2020年度（令和2年度）の体制について、方針を示し、組合と協議すること。

（回答）

全庁的な総職員数減員の取組を進める厳しい状況の下、職員を容易に配置できる状態ではないが、円滑な事業の推進を実現するべく、十分な検討をしているところである。

正規職員の配置に加え、再任用職員や任期付職員の活用など、総合的な見地から職員配置に努めるとともに、職員の負担軽減の観点から、民間委託を活用し、業務に支障が生じないように配慮している。

なお、次年度体制の考え方については、説明すべき事項は十分説明していく考えである。

労働協約に関すること

2. 2020年度（令和2年度）の水道局の体制について、協約を締結すること。

（回答）

職員配置については、管理運営に属する事項であり協約の対象ではないが、次年度体制の考え方については、上述のとおり、説明すべき事項は十分説明していく考えである。

3. 「明石市水道メーター管理業務委託について」に係る水道職員の労働条件等について協議し確認書等を交わすこと。
4. 「明石川浄水場の運転管理について」に係る水道職員の労働条件等について協議し確認書等を交わすこと。

(回答)

管理運営事項を除いた労働条件に関することは、従前から「事前協議に関する協定」に基づき貴組合と事前協議を行っているところである。

また、特段の事情がない限り、協議時の確認事項等について文書確認をすることに異存はない。

5. 振替休暇、スライド勤務について基準を決めて、協約等を締結すること。

(回答)

振替休暇及びスライド勤務については明石市水道事業職員就業規程に基づき行っているところ、時間外勤務削減の手段として強制的に行うべきものではないと従前から考えている。

また、仮に労働基準法に違反するような運用をしているのであれば、労働基準法違反を問うことが素直であり、あえて協約等で規制を図る意義はない。

協約等の締結の必要性については、消極に解する。

6. 過去に締結された協約書等について、再締結等を行うこと。

(回答)

過去に締結した協約書等は現在もなお効力を有しており、改めて締結し直す積極的理由はないと考える。

なお、現存する協約等を確認する機会を適宜もつことについては、吝かでない。

その他

7. 事業継続計画（BCP）で非常時でも業務を継続しなければならない職場への対応としてインフルエンザ予防接種等を実施すること。

(回答)

事業主によるインフルエンザ予防接種の実施については、職員から市民へのインフルエンザ感染の防止という見地から、その必要性を判断すべきと考え

ている。

現時点でインフルエンザ予防接種を実施する考えはないが、今後新たなインフルエンザが大流行した場合などについては別途実施の必要性を検討したい。

8. 現業公企統一闘争時の単組独自要求に対する回答（2019年10月21日付）から当局方針の変更事項等あれば、組合と協議すること。

（回答）

前回の回答時より、水道局の基本的な考え方に変更はなく、各要求項目に対する回答内容を踏まえた体制整備や取組の推進に努め、協議すべき事項は、協議していく考えである。